

令和 5 年 6 月 30 日

○亀井たかつぐ委員

それでは、よろしくお願いいたします。

まず、私からは、先ほど先行会派からも御質問がありました、恋カナ！のプロジェクトについて、ちょっと何点か、お聞きしたいと思います。

まず、この恋カナ！プロジェクトというのは、これを実行する目的というか、趣旨は何でしたっけ。

○青少年課長

県は、子ども・子育てや結婚支援等一連の支援の中で、結婚したいが、できない方が一定いらっしゃるということで、そういった方を様々な形で応援したいということで、今回、6月補正予算を計上させていただきまして、こちらの恋カナ事業に関しましては、国の統計等でも、なかなかマッチする、よい相手が見つからないという回答が非常に、独身の方が多いという現状がございますので、そういった方に出会いの機会を提供するという趣旨の事業でございます。

○亀井たかつぐ委員

先ほどの御質問の中で、平成 27 年のバスツアーでは、35 組のカップルというか、マッチングができて、平成 28 年では、38 組のマッチングができたというふうな御答弁だったんですけども、この 35 組とか 38 組の中身ってどうなっているんですか。例えば、海外の方がいるとか、もしくは、性的少数者の L G B T Q の方々が入っているとか、そういう何か特徴的なことっていうか、中身がどうかなと思って、お聞きするんですけども。

○青少年課長

申し訳ありません、詳細については、マッチング数のみが記録として残っている状態でございますので、そういった方が含まれていたかについては、現状、すぐにお答えできません。

○亀井たかつぐ委員

要は、知事もジェンダー主流化という言葉は何回もこの本会議で使っていて、L G B T Q の方々がこの中に入って、例えば、異性じゃなくて同性のカップルができたという場合は、このカップルの数というか、組数の中に入るんですか。

○青少年課長

今回のイベントについて御説明させていただきますが、今回のイベントに関しましては、一応、独身の方、年齢や神奈川にお住まいの方で、かつ、一応、婚活目的の方という形でのイベントでございまして、マッチングのやり方としても、男女の組にそれぞれ分けて、そこをマッチングさせるという形の、イベントのやり方としては、そういった形を取る予定でございます。

○亀井たかつぐ委員

そうすると、L G B T Q の方々は駄目だという話。

○青少年課長

もし、L G B T の方が自ら性的志向をある程度示された上で、ぜひ参加したいというお話がもし、あった場合ということで御回答させていただきますが、

そういった場合には、一応、この事業の趣旨というか、そういった形でイベントとして実施されるという趣旨を丁寧に御説明させていただき、そういった趣旨を踏まえた上で、御参加されたいという御意思がありましたら、そこについて、お断りするということはありません。

○亀井たかつぐ委員

多分、断って参加する人は、なかなか少ないと思うんです。断らないで、皆さん、来ると思うんですね。私は、こういうことなんですからけれどもって話は、別に、初めからそういうことを披瀝して入ってくる人はいないので。

例えば、性的少数者の方々がカップルになった場合は、その後、どうするかというか、このプロジェクトの中では、どのような位置づけというのか、このプロジェクトがそのまま進行していくのかどうかということは、いかがですか、これは、初めに断っていない場合ですね。

○子どもみらい部長

仮にマッチングでカップルになった場合は、マッチングの組数として、数えさせていただきたいというふうに思っております。

○亀井たかつぐ委員

そうすると、今後の、これ、結婚祝い金の話が出ていたりするんだけど、その流れの中の、最後の結婚祝い金のところまで、たどり着くという話ですか。

○青少年課長

婚姻の祝い金に関しましては、現状、婚姻届を証拠と言いますか、提出書類としていただくことを想定しておりますので、その場合には、婚姻届をお出しいただくということが結婚祝い金の一つの条件になってまいります。

○子どもみらい部長

今、課長が申しあげましたように、お祝い金につきましては、婚姻届を提出するということが事業の条件になっておりますので、LGBTの方は、婚姻届は難しいと思いますので、申し訳ないですが、祝い金は現時点では、今の事業では、お出しできないということになります。

○亀井たかつぐ委員

我が国の法制度上は、同性での結婚はできないんですけども、海外では、もう結婚できる場所もあると思うんですね。そういうときには、婚姻届という届けじゃないかもしれないけれども、多分、証明が出ることがあるんですけども、その場合でも駄目なんでしょうか。

○子どもみらい部長

今の事業の設計では、婚姻届というようなことで限らせていただいております。

○亀井たかつぐ委員

私が言ったのは、ちょっとレアケースになるかもしれないけれども、もしかしたら、ジェンダー主流化という言葉で、ちょっと私もいろいろ考えてしまって、今みたいな発言だったんですけども、分かりました。今の事業内容として、スキームがそのような形になっているということであれば、それはしょうがないかなというふうに思います。

今、結婚祝い金の話になったんですけども、これ、8万円とか3万円とかと

いう、この金額の根拠って何なんですか。これ、8万円で、要するに結婚を促そうというふうな、3万円で、もう結婚するんだったら、どうぞ、みたいな話で勢いをつけるというか、そういう、どんな趣旨なんですか。

○青少年課長

この結婚祝い金そのものの趣旨としては、委員おっしゃっていただいたとおり、結婚に向けた一步を、あと一步というのを踏み出していただきたいという趣旨での事業でございます。

金額に関しましては、3万円に関しましては、結婚のお祝いの相場が現状3万円程度であるというふうに聞いておりますので、そちらで設定させていただきました。8万円に至る積算ですが、3万円に加えまして、顔を公開していただいて、プライベートな部分を公開していただくという、さらに、結婚機運の醸成に役に立っていただくという趣旨で、お一方当たり2万5,000円の謝金を払うと。そこで合わせまして、3万円と2万5,000円、2万5,000円で8万円と、そういう計算をしております。

○亀井たかつぐ委員

これ、8万円って額ですね、今、どういうふうな形で積算するかというのは分かったんですけども、8万円をあげるから、カップルになったから結婚しようみたいな、最後まで、ちょっと連れ添っていただきたいんです、みたいなことを言うには、ちょっと金額的にも、8万円でどうかという、皆さん方だって多分そうだと思うんですけども、8万円もらえるから結婚しようみたいな話にはならないと思うんですね。だから、金額を増やせばいいという話ではないんですけども、何か今の、8万円で結婚を促そうというのは、ちょっと、非常に安易かなって思ってしまうんです。

でも、これ、見方を変えると8万円って、今、結婚が、要するに条件なんだよということの8万円としては、金額的にはすごく低いと思うし、安いと思うし、安易だと思うんですけども、ある意味、これ、高いなと思っているのは、例えば、ここに参加する人たちが、男女がいて、男女とも実はもう結婚を前提としている男女がお互いに申し込んで、そこに参加するようなことになった場合に、もう結婚前提ですから、婚約はしていないとしても、この人たちは結婚するんで、ここでカップルになりました、すみません、写真も出しますんで8万円くださいってなったときに、これって、この趣旨に合うのかなという、そういう心配があるんですが、ちょっと私の見方が非常にひねくれているかもしれないんですけども、そういう心配はないんでしょうか。

○青少年課長

委員がおっしゃられたようなケースも、あるいは、そういった方々がいらっしゃるという可能性はあるかと思われませんが、その場合であっても、ある意味では、この事業の8万円でもって結婚への第一歩を踏み出せたということかと思しますので、ここは、この事業に関しましては、言葉が悪いですが、性善説に立って、ここは特に、そこに関しての、もともと付き合っていたかどうかとか、そういった調査をするということはない予定です。

○亀井たかつぐ委員

青少年課長だから、性善説にしっかり立って、そういう御答弁ができるんだ

けれども、こういうことも、もしかしたら、この8万円というのは、そういうことで考えると高いなと思う。すごく8万円をもらえることに関して、非常に何かこの2人のカップルにとっては、非常に大きな額かなと思ってしまったのでお話をしたんですが、ぜひそういうところも、性善説に立つだけでなく、何らかの方策も考えていかなければいけないかなと、そういうふうに申し上げておきます。

次の質問は、神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の概要というのが出ているんですね。これ、1ページだけで、施行期日が令和5年9月1日という、最後の文章まで書いてあるんですが、ちょっと、これに関して、この条例改正の趣旨というか趣旨も含めて、今、現在の保健師の数、そして、どのような形で、この条例の改正を踏まえた上で保健師を増やしていくのかという、そういうスキームが分かれば、教えてもらえますか。

○保健医療人材担当課長

この修学資金の創設でございますけれども、まず、本県では、県や市町村などの自治体に勤務する、いわゆる行政保健師が恒常的に少ないという現状になってございます。また、この行政保健師につきましては、新生児訪問と母子保健業務においても、重要な役割を担っておりますので、今後、子ども・子育て支援の取組を進める上でも、保健師の確保が必要だと考えております。そこで、県内の行政保健師を確保するために、保健師養成課程の在学者に対して、月4万円、最大2年間、貸し付ける保健師修学資金を創設いたしました。

この資金でございますけれども、現行でやっております、看護師等修学資金貸付金条例を改正いたしまして、制度を行おうと思っております。

○健康増進課長

行政保健師の具体的な人数をどうやって増やすのかについて、お答えします。

県内の行政機関に就労する常勤保健師数は、令和4年3月末現在で、1,633人になります。その内訳は、県が124人で約8%、政令中核保健所設置市が1,119人で約69%、県域の市町村が390人で約24%になります。また、国の地域保健・健康増進事業報告によりますと、人口10万人当たりの行政保健師数は、令和4年3月末現在で13.8人でした。これは、全国で最も低い水準となっております。

また、保健師数の増加に向けて、どのように取り組むかということでございますけれども、県内の行政保健師数の増加に向けまして、行政保健師を目指される方が増えますよう、就職説明会ですとか、リーフレットの作成、また、県のホームページで、神奈川保健師ナビというサイトを設けております。そちらのサイトは、県内の、いろんな市町村の採用試験の情報などをまとめておりますし、いろんな保健師の声などもまとめておりますので、そういった方法を様々使いまして、行政保健師の魅力や、県及び市町村の保健師採用の情報を発信して、増やしてまいりたいと思っております。

○亀井たかつぐ委員

これは、調べたんですけれども、10年で800人増やすということで、今現在、ちょっと言い方がおかしいですね、自然増というか、今までの流れの中でいうと、年間に30人ずつ増えています。この貸付金制度の条例改正によって、金額的には、2,400万円ですけれども、これを使って貸付金制度で50人増やそう、

だから、年間 80 人増やして、それを 10 年かけて 800 人にしようということでよろしいかと思うんですが、この、80 人増やしていきましようって話なんだけれども、この貸付制度は、これ、保健師だから、まず、看護学校に入って、看護師を目指して、多分、一、二年勉強する、3 年になったときに、これ、保健師も目指してみようかなとなったときに手を挙げて、そこで貸付金制度を受けながら、3 年、4 年を過ごして、看護師と保健師を両方取って、まず、両方取って、だって、看護師がないと保健師取れませんから、看護師の資格を取って、次に行政の試験があるんですよ、神奈川県庁とか、私、横須賀だから、横須賀市の職員の保健師の採用枠として手を挙げて、そこで採用されたときに、そこから 5 年間、勤めると、この返還が免除されるということによろしいのでしたっけ、今の説明で。

○保健医療人材担当課長

委員の御説明のとおりでございます。

○亀井たかつぐ委員

そうすると、大学を卒業しました、看護師と保健師の資格を一応、取りました、私、横須賀なんで、横須賀市役所を受けました、落ちたら、この 5 年間ということが、まだ、起算されないんだろうと思うんですけども、これは、どこから起算されるんですか、5 年間の職場って。例えば、横須賀市役所を受けました、1 年目は落ちて、2 年目、頑張ろうと思ったら、2 年目の採用枠がなかったんです。3 年目、受けたら落ちちゃいました。4 年目、やっと入りました、受かりました。それ、4 年目から 5 年を数えていいんですか。それ、起算点がどこかということが分からないと、10 年後、20 年後に保健師としての資格を持った行政職員として、5 年間、勤めるとなったときに、もう定年間近でも 5 年間ですね。その起算点がいつなのか。

○保健医療人材担当課長

今回つくりました、保健師修学資金の制度でございますけれども、こちらを借り受けた方は、卒業して資格取得後、直ちに、すぐに、県内の行政保健師として就業していただくと。それを 5 年間やっていただくと、全額免除になるということになってございます。

今の委員のお話からいきますと、間が空いてしまうと、その分、返還の対象になってしまうということになってございます。

○亀井たかつぐ委員

これ、起算点をしっかりしていないと、結構、県民が迷っちゃうと思いますよ。直ちにとか、すぐにということも、すごくあやふやだから、それは、1 年後なのか、2 年後なのか、それとも 1 年、浪人しちゃったら、返さなくきやいけないのかということをつかっていないと、結構、厳しいと思う。初めから借りないという人が出てくる。いつから。

○保健医療人材担当課長

この制度は、初めてつくりまして、これから、いろんな団体とか学生さんに周知していきますので、その際に、確実に、そこら辺が分かるような形で周知をしていきたいと思います。

○亀井たかつぐ委員

これ、もう9月からスタートしなきゃいけないわけでしょう。局長、いつからなんですか。

○健康医療局長

この起算点については、これまでも医師修学資金、看護師修学資金、それぞれに違いがございます。ですので、これは、保健師につきましても、今、委員の御指摘、もっともでございますので、早急に確定し、いつからというところ、これは、こういうルールにするということですね。すぐに、というのは、おっしゃったように、落ちたときどうするのか、個人の意思に反してというんですか、特に、落ちちゃったときに救済措置はないのか、その辺りも含めて、早急に決定し、整理したいと思っています。

○亀井たかつぐ委員

迅速にやったほうがいいですよ、もう9月からだから。こういう、だから、通知も出さなきゃいけないということになると、もうすぐ、数か月後でしょう。あんまり余裕はないと思います。

これ、今までは、資格を取りました、今度、行政の試験を受けました、例えば、横須賀市なら、市の職員として働く、保健師として働く、要するに地位を得るために試験を受けました。でも、落ちちゃう人もいるし、これは、一般職でも専門職でも、これは試験ですから、受かる人もいるし、落ちる人もいるわけですね。そうすると、私は思うんだけど、今の採用枠というのがあって、この採用枠を変えずに、今回の修学資金で、この貸出しの、要するに融資によって、これを借りてもらいながら、地方公務員としての保健師の人数をどんどん増やしていきましようっていうことはよく分かるんだけど、全国平均までも全然達していないので、神奈川県としてのやり方、神奈川県全体として、33市町村も含めた保健師の増やし方というか、増やしたいという気持ちは分かるんだけど、これ、採用枠がそのままだと、幾ら50人をこの貸付制度で増やそうと思ったって増えないと思うんですけれども、もちろん、これ、入ってくる枠、要するに、だから、就職する枠も同時に増やすんですよ。枠が増えていないと、幾らメンバーが多くたって、落ちる人が多くなっちゃうという、そういう蓋然性が高まるので、なかなか人数は増えないと思うんですけれども、いかがですか。

○保健増進課長

委員おっしゃるとおり、全体の枠が増えないと、確かにおっしゃるとおりだと思っております。

保健師人材の確保に向けて、関係部門との調整を進める役割を担っている、市町村の統括保健師というものがございます。そういった皆様に対しまして、県内の行政保健師数の現状に関する情報を提供し、今後、計画的に保健師数を増やしていく必要があるということを伝えて、お願いしていくことを考えております。

○亀井たかつぐ委員

お願いするのは分かるんだけど、神奈川県も含めて、33市町村の採用枠だから。採用枠が増えていかないといけないから、これ、採る枠だから、県庁

として採る、横須賀市役所として採る、その枠が増えていかないと、幾ら 50 人分をさっき言ったように、融資、貸付金制度を策定しましたよ、どんどんこの貸付金制度を受けて保健師になってくださいね、気持ち的にはなれるかもしれないけれども、枠が増えなかったら、なれないでしょうという話。それはどうなんですか。枠を同時に増やすんですよと言っていたら、それでいいわけで、いや、枠はそのままなんですよと、狭き門なんだけれども、貸付金制度だけは先につくっちゃいましたというんだったら、おかしいということなんですよ。

○健康医療局長

今の委員の御指摘、もっともでございます。現在、県庁で言いますと、当然、総務局、それから人事委員会等々もございますが、基本的には、定数の問題ですと総務局ですが、おっしゃるとおり、ある職種が必要だ、県という組織に必要だと、だけれども、例えば、枠は 5 人のままですという、幾ら育てても 5 人を争ってくださいという話になってしまいます。優秀な方はいいと思いますけれども、そもそも 5 人を 7 人、8 人にしたいという気持ちがございまして、その辺り、確かに一朝一夕にはいきませんが、ここを同時並行でやることは可能だと思いますので、しっかり御意見を踏まえて、もちろん、本日、御指摘あったということを踏まえて、しっかりと調整してまいります。

○亀井たかつぐ委員

いい制度で、要するに、返還義務が発生しますよということも、ちょこっと書いてあるので、保健師になろうと思って、貸付金制度を使ったんだけど、やっぱり途中で看護師のままでいいやと思ったら、その 4 万円のうち 2 万円は返還してもらうというふうな話もあるんだけど、実際に、今みたいな形で枠が増えていないと、実際にやろうと思ってもなかなか。なおかつ、速やかに地方自治体に就職をして、5 年間、勤めないと返還義務が生じるってなっちゃうと、結構、多分、受験生は焦っちゃうのかなというふうに思いますので、そこは、ぜひ早急にスキームづくりをしていただきたいのと、このように思います。

もう 1 つ、先ほども先行会派のほうで質問がされましたけれども、神奈川県保健医療計画の中で、いろいろと御質問があった中で、医師の働き方改革なんですね。これは、来年の 4 月から、もう残業時間の上限が決まっちゃったりなんかして、結構、働き方改革も急いでやらなきゃいけないと、原則でやらなきゃいけないというふうな話ですよ。

この、医師の働き方改革っていう話になると 3 点、出てきて、1 つは、先ほども話があったように、医師もそうだし、看護師もそうだし、そういう医療人材の確保、しっかりとした、それも人数も増やしていかなくちゃいけない、確保していかなくちゃいけないというのが 1 つあって、もう 1 つは、いつも言われるのはタスクシフトとタスクシェアの話なんですよ。医者がやらなくていいことは医者にやらせずに、医者と看護師と職員が連携してできることは、どんどんシェアしようねみたいな話になって、要するに、医師の負担をどんどん減らしていきたいと思いますということなんですね。

最後は、それを県民に周知するという話だと思うんだけど、さっきの質

問の中で、ドクター等の確保という話の中で、偏在性の指数が出ていて、それをしっかりと是正しなきゃいけないというような答弁があったと思うんです。あと、訪問看護師を増やしていきますという話なんだけれども、この2つが一番難しいんじゃないかなと思うんですけれども、どのようにやるんですか。これ、しっかり検討していきますという話をしていましたけれども、どういうふうに検討するんだろうと思っちゃったんですが。

○保健医療人材担当課長

先ほど先行会派のほうでも御説明を差し上げましたけれども、今回の保健医療計画の策定に当たっては、まず、医師確保計画ガイドラインというのが発出されてございます。その中に、医師の働き方改革を留意しながら、策定しなさいというふうにはなっております。それを踏まえまして、委員の御発言がございましたけれども、偏在性に基づく医師確保の方針や目標指数を定め、それを達成するための施策を記載していくというような形で作成していこうと考えております。

○亀井たかつぐ委員

そういう計画を策定するという、そういう事務的なことはいいので、実際にどうやって増やしていくのかという話なんですよ。偏在性をどうやって是正していくのか、訪問看護師をどうやって増やしていくのか、それを書くというのは分かったんだけれども、どうやってやるんだろうなって多分、思うんです、皆さん。どのようにやっていくということ。どこがイニシアチブを取ってやるのか。

○保健医療部長

まず、医師につきましては、地域枠の医師に対する修学資金の貸付制度というものを設けております。こちらにつきましては、また、診療科についても、特に少ない産科、小児科、また救急などにも特化をしたものになっておりまして、まずは、こうした地域枠の医師というものを適正に中で勤務いただくことによって、是正を図っていきたいと思っております。特にまた、そうした地域枠の医師の方が、県内の地域で働くことの魅力などについて知っていただくための、例えば、そういった中の交流会なども開催をしていきたいというふうに考えております。

2点目、先ほどありました訪問看護師の育成、こちらは大変重要だと思っておりまして、こちらにつきましても、訪問看護師を育成していくための研修を行うことなどに対して、県としても主催をして、訪問看護師の育成を図っていききたいというふうに考えております。

○亀井たかつぐ委員

私、一番これで心配しているのは救急なんです、小児救急も含めて。ここに穴が空いちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、これ、大丈夫ですか。

○医療課長

今、お話のありました、来年、医師の働き方改革もありますんで、そういった中で、上限規制が適用されるということで、今、救急医療機関と、その関係については話し合いを行って、どういうふうに進められるかというのはやっておりますが、懸念が懸念とならないようにするために、今、話し合いをしております。

すが、今、ここの部分については、まだ、道半ばなので、今、ここではっきりと大丈夫ですと言えるだけの調整状況ではないというところまでしか、ちょっと今は、お話ができないというのが実情でございます。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。これも迅速にやっていただかないと、お尻が来ちゃいますねという話ですよ。

あと、これ、私、さっきタスクシフトとタスクシェアの話をしたんですけれども、これは、効率を上げるためにはすごくいいんですけども、これ、でも、やっぱり県民というか、患者、お客さんからすると、このドクターがいいと、このドクターに診てもらいたいという、やっぱり医者、ドクターの応召義務との、やっぱり矛盾が出てくると思うんですけれども、その辺のところは矛盾なく、しっかりとやれるというか、どのような形でやるんですか。

○健康医療局長

この先生がいいとか、亀井先生に診ていただきたいとか、でも、亀井先生は診られません、足立原先生が診ますというとき、こういうような応召義務のお話ですが、治療を求めているのに診てくれないのかというお話で、ここの整理につきましては、基本的に応召義務というのは、医師個人に起因するものではなくて、例えば、A病院に行って、亀井先生に診てほしいんですと言われて、例えば、亀井先生いなくても、同じA病院だったら足立原先生が診ますよ、みたいなことであれば問題ないと。それから、もし、A病院がどうしても診られない、誰も見れないというときには、しっかりB病院を紹介するというようなところが求められているという、そこは問題ないです。

ただ、冒頭、委員もおっしゃいましたとおり、医師の働き方改革の中で、特に救急医療というのは、非常に危機感を医師そのものが持っています。我々も持っています。そうした中で、実は、タスクシフトもあるんですが、医師の働き方そのもの、つまり、このままだと、例えば、大学から医師が引き揚げられてしまって、地域の、特に、中小と言いますか、中規模な救急病院の人員が足りなくなるんじゃないか、そうした中では、地域の救急体制の在り方そのものを見直す必要が1つあるのと、ただ、これは減らしていく話ですので、2つ目は、先ほどもおっしゃっていたタスクシフトの中でどうしていくか。3つ目は、実は、県民の皆さんのかかり方、ここをどう変えるか。実は、コロナでもありました。県民の皆様のかかり方の変化によって、乗り越えた部分もありましたので、御無理のない範囲ですけれども、かかり方をどう変えていくかというのも、1つ大きな方策ではないかと思います。

最後に、実際、医師の働き方改革というのは、もともと労働のところから見えていたけれども、これは御覧のとおり、医師が過労死してしまうとか、これを防ぎたいという思いはあるんですが、逆に、ドクターの中には、こういう働き方ができたのに、この規制が入ることで、かえって働きづらくなったというか、これとこれの規制があるから、こっちとこっちの仕事ができたのに、両方できたのに、できなくなっちゃった、俺はやる気はあるのに、というのはあるんです。ですので、逆に、医療界の皆さんから御意見を聞きながら、その規制というんですか、ルールを変えていく、あるいは、経過措置をつくる余地

が本当はないのか、この辺りも、逆に、この議会の皆さんとも御意見を交換しながら、国に求めていくところは本当はないのか、その計画としては、そういったところを今後、早急に議論をさせていただきながら、求めるものは求めていきたいと考えているところでございます。

○亀井たかつぐ委員

局長がおっしゃったとおりだと思いますね。やっぱり経過措置もすごく大事で、どう、ソフトランディングしていくかということも、やっぱり一つ大事な話だと思うんですよ。でも、それもやっぱり急がなきゃいけない。しっかりと対応していただきたいのと同時に、あと、県民とか、お客さん、患者のかかり方が非常に大事になってくるかなと思います。ただ、そのためには、県民の皆さんに説明しないとイケない、で、納得してもらわなきゃいけない、で、実際にこうしてかかってもらうという、要するに、だから県民の納得が大前提だと思うんですね。だから、そこは、しっかりと県が率先垂範でやっていただかないと、なかなかうまくいかないかなと。やっぱり心配の種は、尽きないかなというふうに思いますので、ぜひそこは、また次回も同じように質問させていただきますので、どう進捗したかなということも確認しながら、これからも皆さん方にしっかりと、ただしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。